

(様式1)

入札参加申込書

令和 年 月 日

次の事業の入札に参加したいので、資料を添えて申し込みます。
なお、資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

事業名

秋田公立美術大学附属高等学院

自動販売機設置場所貸付

(宛先) 秋田市長

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

(TEL _____ FAX _____)

(E-Mail _____)

本件責任者
(部署名・氏名) _____

担 当 者
(部署名・氏名) _____

(担当者連絡先) _____

誓約書

令和 年 月 日

(宛先)
秋田市長 穂 積 志

住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者名

秋田公立美術大学附属高等学院自動販売機設置場所貸付に係る入札への参加申込みにあたって、次の事項を誓約します。

記

- (1) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の経験を有し、過去2年間に市、国（特殊法人を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者です。

設置施設名等	所在地	設置台数	設置期間

※上記実績を確認できる契約書等の写しを添付します。

- (2) 市税の滞納はありません。
- (3) 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員に該当せず、また、これらの者と密接な関係を有していません。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に掲げられた者に該当しません。
- (5) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中ではありません。
- (6) 入札の参加にあたっては、秋田公立美術大学附属高等学院自動販売機設置業者募集要項の内容を承知したうえで参加します。

入札書

令和 年 月 日

(宛先) 秋田市長 穂積 志

入札者 住 所
商号又は名称
代表者職・氏名
代 理 人

印

秋田市財務規則を遵守のうえ、下記の金額をもって入札いたします。

記

1 入札名 秋田公立美術大学附属高等学院
自動販売機設置場所貸付

2 入札金額

			百万		千		円
--	--	--	----	--	---	--	---

※ 入札金額には、消費税および地方消費税相当額を含まない。

※ 入札金額は1台当たりの1年間の貸付料

3 入札保証金 免除

委任状

令和 年 月 日

(宛先) 秋田市長 穂積 志

住 所

名 称

代表者職・氏名

代表者印

私は、 _____ (使用印鑑 _____) を代理人と定め、

下記の権限を委任します。

記

事業名

秋田公立美術大学附属高等学院

自動販売機設置場所貸付

の入札および見積もりを行うこと。

入札辞退届

令和 年 月 日執行の下記の入札は、都合により辞退します。

記

事業名

秋田公立美術大学附属高等学院

自動販売機設置場所貸付

令和 年 月 日

(宛先) 秋田市長 穂 積 志

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

入札心得

(入札の基本的事項)

- 1 入札参加者は、地方自治法、秋田市財務規則その他関係法令および設計書、仕様書、図面その他契約締結に必要な条件を承諾のうえ、入札してください。

(入札の参加及び辞退)

- 2 入札参加者は、指定した時刻および場所に出席してください。入札時刻に遅れたり、連絡がない場合は、棄権とみなしますから時刻を厳守してください。入札を辞退する場合は、別紙様式の辞退届けを入札執行時刻の30分前までに入札執行課に提出してください。

なお、辞退届けを提出して入札を辞退した場合においても、これを理由として以後の指名等について何ら不利益な取扱いを受けることはありません。

(公正な入札の確保)

- 3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の方法)

- 4 入札参加者は、入札書を作成し、表に業務委託名等を表示した封筒に入れ、指定した場所に提出してください。ただし、代理人により入札するときは、委任状を提出してください。

(消費税及び地方消費税に伴う入札金額の記入方法)

- 5 入札書には、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（課税事業者、免税事業者を問わず。）を記入すること。なお、落札金額及び契約金額は、入札書に記入された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とします。

(入札書の金額の数字及び記載事項の訂正)

- 6 入札書に記入する数字は、アラビア数字を用い、数字の前には¥（円記号）を記入してください。

【例】 ¥123,000-

なお、記載事項を訂正するときは、誤字に2線を引き、上部に正書し、欄外にその旨を明記し、押印してください。ただし、金額の訂正は認められません。

(入札書の引換え等の禁止)

- 7 提出された入札書は、引換え又は変更若しくは取消しをすることはできません。

(入札の中止等)

- 8 次の各号の一に該当する場合は、入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがあります。
- (1) 入札の公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために協定した者があると認めるとき。
 - (2) 1 回目の入札において、参加者が 1 名であるとき。
 - (3) その他市長が必要と認めるとき。

(入札の無効)

- 9 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。
- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
 - (2) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
 - (3) 同一の入札について 2 以上の入札をした者の入札
 - (4) 同一の入札について 2 人以上の入札参加者の代理人となった者のした入札
 - (5) 同一の入札について他の入札参加者の代理人となった者のした入札
 - (6) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
 - (7) 入札者の記名押印のない入札若しくは金額その他記載事項が脱落し、若しくは不明りょうで確認出来ない入札又は金額を訂正した入札
 - (8) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

(落札者の決定)

- 10 予定価格の制限の範囲内で、最低の入札をもって入札した者を落札者とします。ただし、最低制限価格を下回る価格による申込みが行われた場合は、当該申込みをした者を落札者とししないものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とします。

(同価格の入札者が 2 人以上ある場合の落札者の決定)

- 11 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。この場合において、当該入札者はくじを辞退することはできません。

(再度の入札)

- 12 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を行います。

(入札回数)

- 13 入札回数は、2 回を限度とします。
- なお、最終入札の結果、最低価格と予定価格との間に相当の差があり、入札執行者が随意契約が不適當と判断したときは、改めて指名等を行う場合があります。

(再度の入札に参加できない者)

- 14 第9項第1号から第6号までの規定により無効とされた入札をした者は、再度の入札に参加することができません。

(契約書の提出)

- 15 落札者は、落札の申し渡しを受けたときは、その日から7日以内に契約書に記名押印のうえ提出してください。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合には、その期間を延長することがあります。

(落札の無効)

- 16 落札者が、前項の期間内に記名押印した契約書を市に提出しないときは、その落札は無効とします。

(保証人)

- 17 落札者は、契約の締結に際し、契約保証金を納付してください。なお、契約保証金の納付に代えて当該契約の履行を保証する保証人を立てることができます。ただし、市長が特に必要がないと認める場合は、保証人は必要ありません。

(保証人の要件)

- 18 前項の保証人は、落札者と同等以上の資力、資格及び業務施行能力を有する者で、入札参加業者以外の業者としてください。ただし、入札参加業者以外に保証人となることができる業者がないときは、この限りではありません。

(異議の申し立て)

- 19 入札者は、入札後この心得その他の入札条件の不知又はその条件の内容の不明を理由として、異議を申し立てることができません。